

介護保険事業所及び施設 指定等のガイドブック (令和6年度版)

令和6年4月

宇都宮市保健福祉総務課

介護事業者指導グループ

目次

I 介護保険制度の概要	
1 介護保険制度について	4
2 介護保険制度における法令遵守について	4
3 地域密着型サービスについて	5
II 指定申請の手続きについて	
1 指定（許可）とは	9
2 指定スケジュール	10
3 指定までの手続き	11
4 申請書類の作成について	12
5 指定申請に当たっての留意点について	14
6 みなし指定について	17
7 介護予防・日常生活支援総合事業の指定について	18
8 共生型サービスの指定について	19
III 指定後の手続きについて	
1 介護給付費の請求について	21
2 介護サービス情報の公表制度について	21
3 変更届出について	22
4 介護報酬の算定に係る体制の変更について	24
5 介護報酬の過誤調整について	25
6 介護報酬の算定に係る定期的な手続について	26
7 事故報告について	30
8 業務管理体制の整備に関する届出について	31
9 事業の廃止・休止について	33
10 事業の再開について	34
11 指定の更新について	36
IV 指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスについて	
指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスについて	39
V 参考資料	
サービス毎の指定基準・解釈通知（参考資料）	42

このガイドブックは、宇都宮市保健福祉総務課介護事業者指導グループが所管する介護保険事業所・施設の指定等に関する手続きを説明するもので

I 介護保険制度の概要

1 介護保険制度について

- ◆ 介護保険制度は、介護を必要とする状態となっても、できる限り、自宅で自立した日常生活を営めるように、真に必要な介護サービスを総合的・一体的に提供する仕組みとして、平成12年4月に創設されました。
- ◆ 国民の共同連帯の理念にもとづき、全国民で公平に制度を支えています。
- ◆ 高齢者の自立支援と尊厳の保持という基本理念をふまえ、その持続可能性を高める改正（新予防給付の創設、地域密着型サービスの創設、介護サービス情報の公表制度の導入等）が行われ、平成18年4月から施行されています。
- ◆ 平成21年5月からは、介護事業運営の適正化を図るため、介護サービス事業者に対する規制が強化され、事業者には法令遵守責任者の選任と業務管理体制の届出が義務付けられました。
- ◆ 平成24年4月地方分権により、介護事業者の指定監督権限が中核市に委譲されましたが、本市では平成20年度より栃木県から条例委任されていた業務を中核市として継続して行うことになりました。
- ◆ 平成26年4月からは、市内に所在する介護サービス事業所（居宅介護支援事業所と介護予防支援事業所は平成27年4月から）は、介護保険法の改正に伴い制定された、宇都宮市条例で定める基準に従い、事業の運営を行うことになりました。
- ◆ 平成27年度からは、国は「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、今後、増大することが予測される医療ニーズを併せ持つ中重度の要介護者や認知症高齢者への対応として、引き続き、在宅生活を支援するためのサービスの充実を目指しています。
- ◆ 平成30年度からは、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、国民1人1人が状況に応じた適切なサービスを受けられるよう、質が高く効率的な介護の提供体制の整備を推進します。

2 介護保険制度における法令遵守について

- ◆ 介護保険制度は、自助・共助・公助により介護を社会的に支える仕組みです。「自助」として費用の1割、2割、3割を利用者が負担し、残りの7割、8割、9割を「共助」（40歳以上の被保険者が払う保険料）及び「公助」（税金）で折半します。
- ◆ 介護サービス事業者は、安定した経営を続けるためにも、自ら進んで法令遵守に努め、市民の信頼を得る必要があります。従って、各介護サービス事業者においては、自ら介護保険法、指定基準（厚生労働省令及び宇都宮市条例）を始めとする法令等を理解し、質の高いサービスを提供するよう努めなければなりません。

◇ 指定基準は、サービスごとに、次の要件が定められています。

- ① 基本方針
- ② 人員基準（従業者の知識・技能・人員に関する基準）
- ③ 設備基準（事業所に必要な設備についての基準）
- ④ 運営基準（保険給付の対象となる介護サービスの事業を実施する上で求められている運営上の基準）

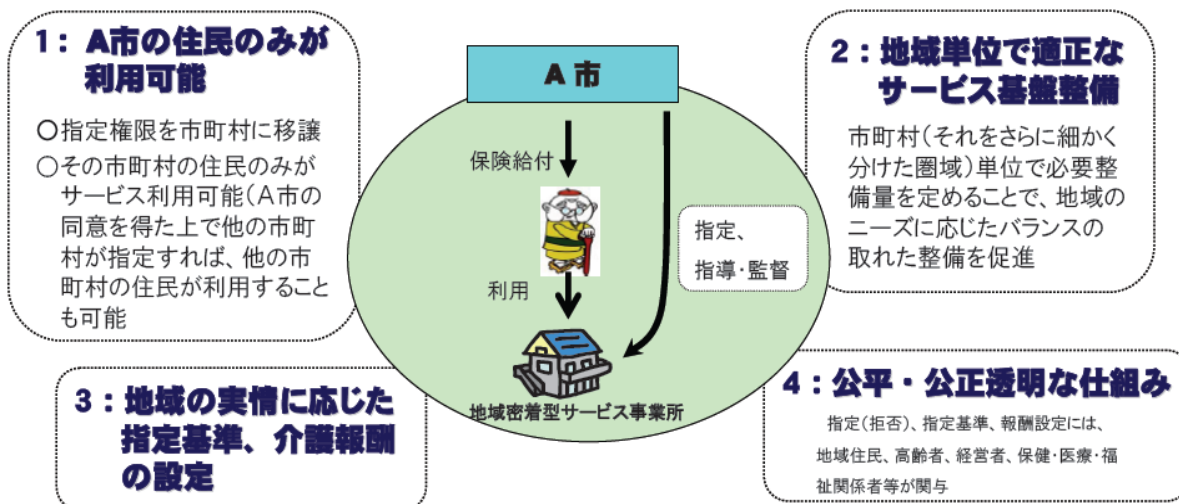
※ サービスごとの指定基準の名称等については、42～44ページを参照してください。

3 地域密着型サービスについて

- ◆ 地域密着型サービスとは、高齢者の住み慣れた地域での生活が継続できるようにとの観点から平成18年4月に創設されました。介護保険の事業者指定は、都道府県が指定・監督を行っていましたが、地域密着型サービスについては、事業者指定とともに、指導及び監督についても市町村が行います。

地域密着型サービスの創設

要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型（＝地域密着型サービス）を創設。



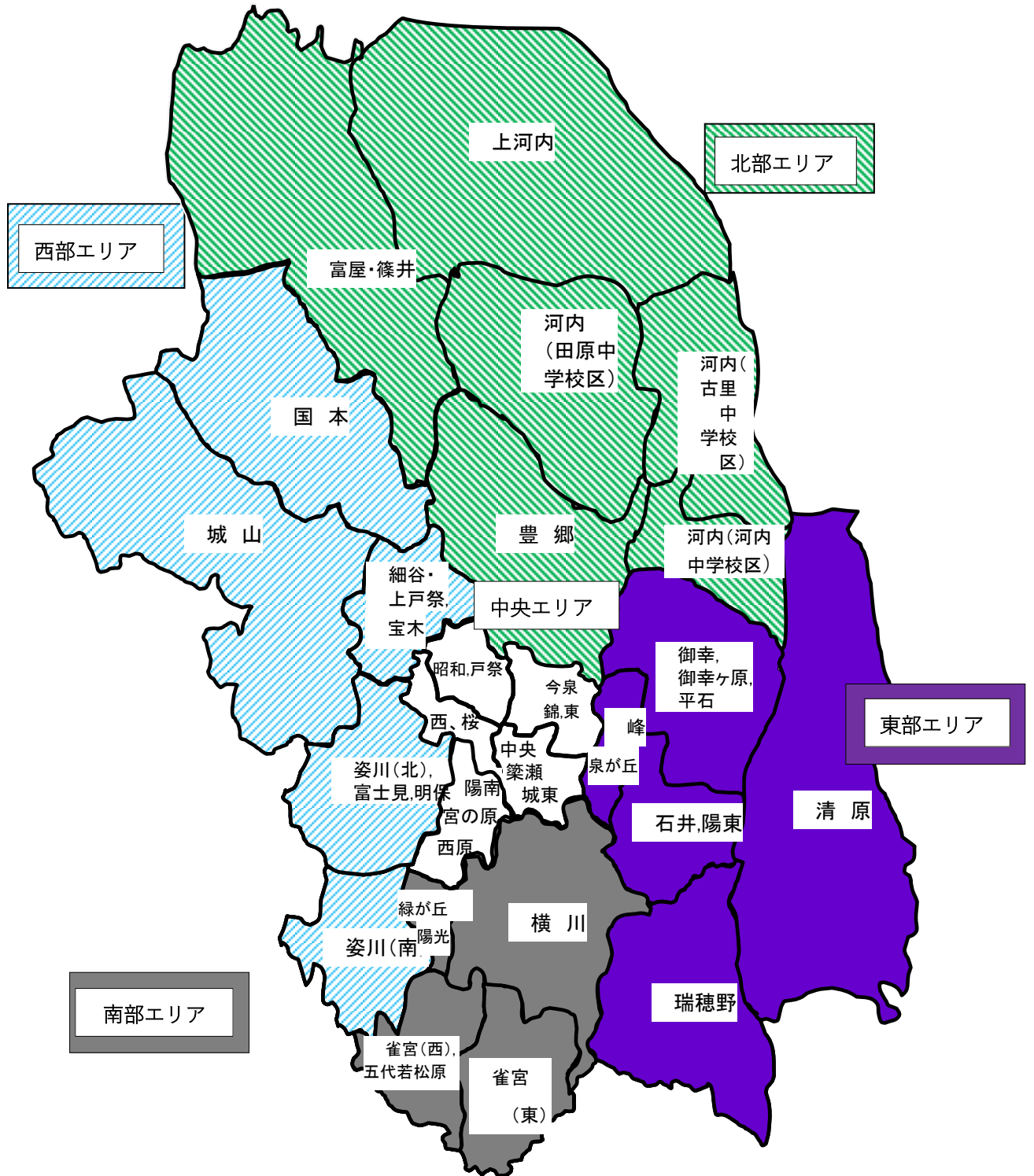
◆ 地域密着型サービス（介護予防サービスを含む）の事業分類

地域密着型サービス	地域密着型介護予防サービス
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 認知症対応型通所介護 ・ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員29人以下の特別養護老人ホーム） ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護 ・ 地域密着型通所介護（療養通所介護含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ・ 介護予防認知症対応型通所介護 ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

◆ 宇都宮市の地域密着型サービスの指定等について

宇都宮市では、宇都宮市介護保険事業計画に基づき日常生活圏域ごとに必要利用定員数（整備量）を定め、事業所の整備を行っています。そのため、整備年度にあわせて公募を行い（地域密着型通所介護等一部のサービスを除く）、事業者を選定して事業所の整備終了後に指定を行います。指定の手続き等は介護サービス事業者と同様です。

＜宇都宮市の日常生活圏域 25圏域



Ⅱ 指定申請の手続きについて

1 指定（許可）とは

- ・ 介護保険法上のサービスを提供するためには、都道府県知事（政令指定都市及び中核市に所在する事業所においては、当該市長）の指定、地域密着型サービスについては、所在地の市区町村長の指定を受けなければなりません。
- ・ 宇都宮市に所在する事業所については、宇都宮市長からの指定を受ける必要があり、「保健福祉総務課介護事業者指導グループ」が窓口になります。宇都宮市内の地域密着型サービスの指定についても同様です。
- ・ 指定は、申請により事業所ごと、サービスの種類ごとに行われます。指定を受けた事業所に対して、10桁の介護保険事業所番号が付番されます。
- ・ 指定については、①原則として申請者が法人であること②人員の基準を満たすこと③設備・運営の基準に従って適正に運営できること等が要件となっています。（ただし、病院、診療所が、医療系サービスを行う場合には、法人格は必要ありません。）
- ・ 介護老人保健施設及び介護医療院については、指定ではなく、介護保険法の規定に基づき「開設許可」を受ける必要があります。（なお、このガイドブックの内容については、原則として「指定」を「許可」と読み替えてください。）

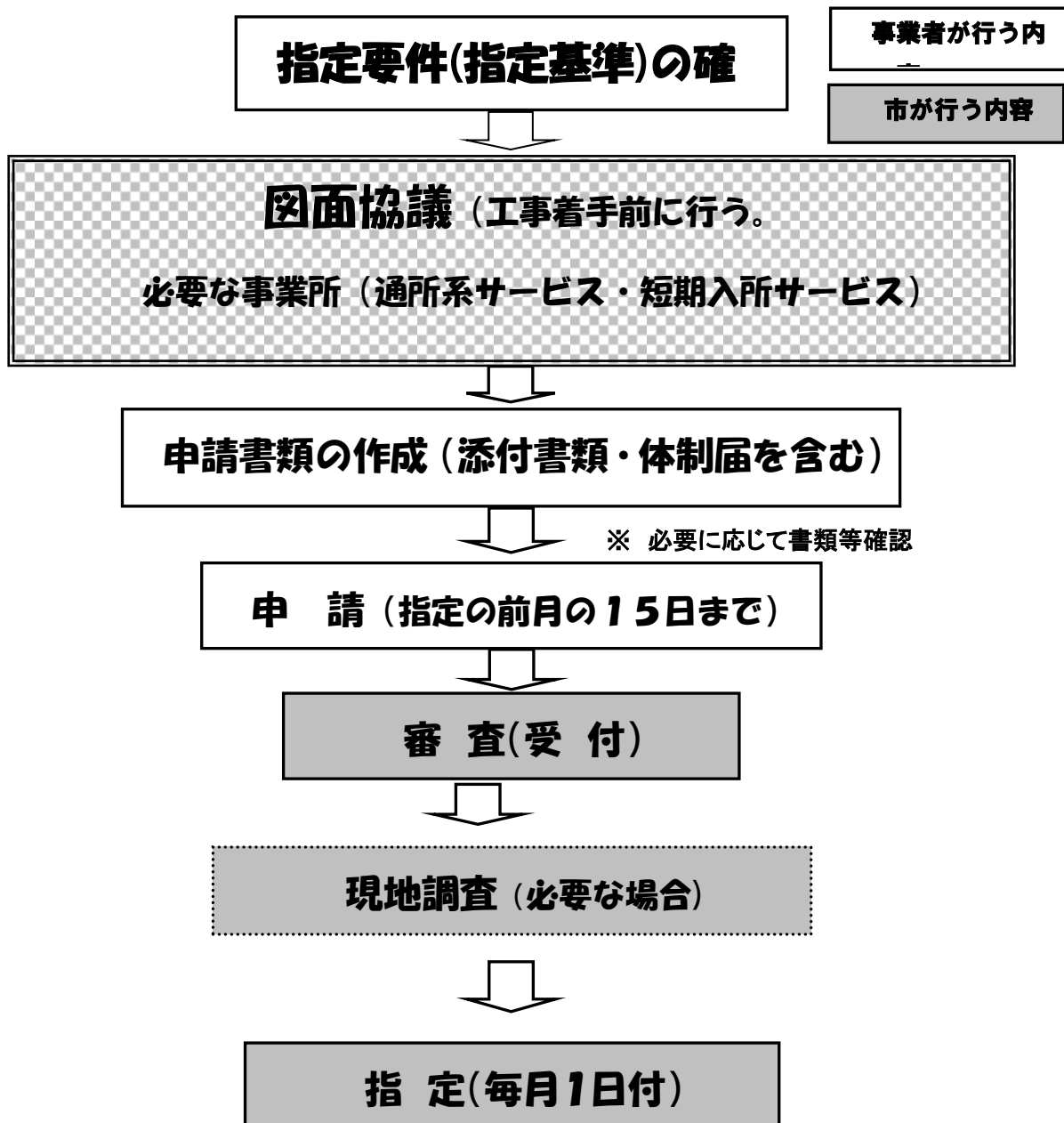
2 指定スケジュール

(1) スケジュール

- ・ 毎月1日付で指定します。
- ・ 申請書の提出期限は、指定を受けたい月の前月の15日となります。(15日が閉庁日(土曜日・日曜日・祝日等)の場合には、その前の開庁日が提出期限となります。)

例 4月1日に指定を受けたい場合は、3月15日が申請書の提出期限となります。

(2) 申請から指定までの流れ



3 指定までの手続き

(1) 準備（事業者）

① 指定要件（指定基準）の確認

- ・ 介護保険事業所として指定を受けるためには、指定基準（宇都宮市条例で定める人員、設備及び運営に関する基準）を満たさなければなりません。
- ・ 事前に、必ず指定基準の全文を熟読し、理解した上で申請してください。
 - ※ 宇都宮市条例の名称等については、42～44ページを参照してください。
 - ※ 指定基準の詳細については、介護保険六法や詳しい解説本等で確認してください。
 - ※ サービス（事業）の種類によっては、市街化調整区域（以下「調整区域」）において運営できないものがあります。事前に予定地が調整区域か否かについて確認し、調整区域に該当する場合は、都市計画法に基づく開発許可が可能かどうか都市計画課に相談してください。

② 図面協議

- ・ 短期入所サービス（ショートステイ）や通所サービス（デイサービス、通所リハビリテーション）など、利用者へのサービス提供に関して建物の新築や改築が必要なサービスについては、事前に図面協議が必要です。
- ・ 図面協議に際しては、必ず設計業者のみでなく管理者（予定）など事業の内容が分かる方も出席してください。
- ・ 図面協議に当たっては、必ず電話で予約した上で、ご来庁ください。
- ・ 都市計画法、建築基準法等他法令の協議が必要な場合があります。

③ 申請書類の作成

- ・ 申請書の書き方や必要な添付書類は、サービスの種類ごとに異なります。
 - ※ 詳しくは「申請書類の作成について」（12～14ページ）をご覧ください。

(2) 申請書の提出（事業者）

- ・ 申請書の受付は、宇都宮市保健福祉総務課介護事業者指導グループ（市役所2階D4-2窓口）で行います。事前に予約の上、窓口に直接お越しください。（電話番号：028-632-2931～2933）
- ・ 申請書の提出期限は、指定を受けたい月の前月の15日となります。（15日が閉庁日（土曜日・日曜日・祝日等）の場合には、その前の開庁日が提出期限となります。）
- ・ 修正や追加で書類を提出していただくことがありますので、事業開始予定日から逆算して余裕を持ったスケジュールで申請を行ってください。
 - ※ なお、書類の内容に不備がある場合や、修正・追加書類の提出が遅れ、審査に支障を来す場合には、指定できないことがあります。

(3) 審査（市）

- ・ 申請内容が指定基準を満たしているか審査を行います。
- ・ 審査の一環として、現地調査をさせていただく場合があります。
（調査する場合には、事前に電話にて調査日時をお伝えします。）
- ・ なお、指定時には、人員、設備だけでなく運営面においても準備が整っている必要があります。詳しくは、「指定申請に当たっての留意点について」（14～17ページ）を参照してください。

(4) 指定（市）

- ・ 毎月1日付けで指定を行います。
- ・ 毎月15日までに受付した書類について審査を行い、基準を満たしている事業所について、翌月1日に指定します。

例： 6月15日受付 → 7月1日指定

- ・ 指定通知書を法人あてに普通郵便で送付します。
- ・ 指定通知書の再発行はしませんので、大切に保管してください。

(5) 公示（市）

- ・ 指定事業所の名称、所在地、サービスの種類等を告示します。
※ 市のホームページのオープンデータのページにも掲載いたします。
※ トップページを検索窓に「1009934」と入力し検索してください。

4 申請書類の作成について

(1) 申請に必要な書類

以下のア、イに掲げる書類を提出してください。

① 指定（許可）の申請書及び添付書類

サービスの区分	提出する書類		
	指定（許可） 申請書	付 表	
		その他添付書類	
居宅サービス等 （指定権者が都道府県 のサービス※1）	別紙様式第一 号（一）	サービスに応じた 付表を添付	・付表チェックリスト ・付表チェックリスト に記載する添付書類※ 2
地域密着型サービス等 （指定権者が市町村長 のサービス）	別紙様式第二 号（一）		
介護予防・日常生活支援 総合事業	別紙様式第三 号（四）※3		

※1 宇都宮市は中核市のため、様式内の「知事」を「宇都宮市長」とし、提出してください。

※2 添付書類を作成する際は、各様式の記載要領や備考等をよくご確認ください。

※3 本市総合事業名と申請書等に記載の名称が異なります。

下表の左欄の総合事業（第一号事業）の指定を希望する場合は、国様式上の名称が右欄のものを使用してください。

本市要綱でのサービス名称	申請書等に記載されている名称
訪問型サービス相当	介護予防訪問介護相当サービス
訪問型サービス A	緩和した基準による訪問型サービス（定率）
通所型サービス相当	介護予防通所介護相当サービス
通所型サービス A	緩和した基準による通所型サービス（定率）

② 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等

サービスの区分	提出する書類		
	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	介護給付費算定に係る体制状況一覧表	
		算定要件を証する書類	
居宅サービス等	別紙 2-1	別紙 1-1（介護） 別紙 1-2（予防）	算定する加算に応じ異なります。市のホームページで確認してください
地域密着型サービス等	別紙 2-2	別紙 1-3	
介護予防・日常生活支援総合事業	別紙 2-3	別紙 1-4	

※ 希望する加算について、要件を確認・理解した上で、算定が可能な体制を整備できると事業者が判断した場合に届出てください。

(2) 申請様式等の掲載箇所

① 指定（許可）の申請書及び添付書類

様式、添付書類は本市ホームページ上に掲載しています。

※ トップページ上の検索窓に「1007061」と入力し検索してください。

※ 介護保険法施行規則の改正により、令和6年4月以降の申請に係る申請書、付表については、厚生労働大臣が定める様式を用いることとなります。

② 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等

様式、添付書類は本市ホームページ上に掲載しています。

※ トップページ上の検索窓に入力し検索してください。

(3) 作成にあたっての注意点

- ・ 申請書類の規格は、特段の定めのない限り A4 サイズ(日本工業規格 A 列 4 番)としてください。
- ・ チェック漏れ、書類の記入漏れ、添付漏れがある場合は申請書を受付できません。

- ・ 申請時に添付できない書類がある場合は、担当までご相談ください。
- ・ 指定居宅サービスと介護予防・日常生活支援総合事業を併せて指定を受ける場合、運営規程や重要事項説明書の内容について、介護予防・日常生活支援総合事業の表記は、「第1号訪問事業」、「第1号通所事業」とし、利用者に関する記載は「要支援」・「総合事業の対象者」の文言を記入してください。

5 指定申請に当たっての留意点について

(1) 指定基準について

- ・ 指定事業者は、厚生労働省令及び宇都宮市条例で定める指定基準（人員・設備・運営基準）に従い、サービスを提供しなければなりません。従って、基準を十分に理解した上で、事業計画を検討してください。
- ・ なお、指定基準はサービスの種類ごとに定められています。
- ・ 指定基準については、42～44ページを参照してください。

(2) 法人格の必要性について

- ・ 介護保険事業者の指定を申請するためには、法人格を有する必要があります。
- ・ ただし、病院、診療所が、医療系サービス{（介護予防）訪問看護・（介護予防）訪問リハビリテーション・（介護予防）居宅療養管理指導・（介護予防）通所リハビリテーション・（介護予防）短期入所療養介護}を行う場合には、法人格は必要ありません。

(3) 登記事項証明書の記載について

- ・ 申請の際に、定款の「事業目的」の項目に申請を行う事業が記載されており、法人の行う事業として位置づけられ、登記されていることが必要です。定款及び登記事項証明書に当該事業の記載がない場合は、原則として書類を受理できませんので、ご注意ください。
- ・ 共生型サービスを申請する事業者においても登記はされていることが必要です。
- ・ また、法人の種類によっては、定款の登記に所管庁の認可（認証）が必要な場合があります。詳しくは関係法令の所管庁にお問い合わせください。

【定款・登記簿謄本への記載例】

- ・ 訪問介護を行う場合・・・・・・・・・・介護保険法に基づく訪問介護事業
- ・ 居宅サービス全般を行う場合・・・・・・・・介護保険法に基づく居宅サービス事業
- ・ 介護予防サービス全般を行う場合・・・・介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- ・ 居宅介護支援を行う場合・・・・・・・・・・介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- ・ 地域密着型サービスを行う場合・・・・・・介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- ・ 第1号訪問事業を行う場合・・・・・・・・介護保険法に基づく第1号訪問事業
- ・ 第1号通所事業を行う場合・・・・・・・・介護保険法に基づく第1号通所事業
- ・ 第1号訪問事業、第1号通所事業どちらも行う場合・・・

介護保険法に介護予防・日常生活支援総合事業

(4) 事業所の開設準備について

- ・ 工事中、備品等未納入の場合は、原則として申請書の受付はできません。(工期や備品の納入が申請書提出に間に合わない場合には、個別に相談をしてください。)
- ・ また、指定時には、人員、設備だけでなく運営面においても準備が整っている必要があります。従って、従業員の勤務管理を行う書類(タイムカード、出勤簿、シフト表等)や介護記録の様式、個別援助計画(通所介護計画、短期入所生活介護計画等)の様式等の書類を備えておく必要があります。
- ・ 人員基準上で必要とされる職種については、基本的に常勤換算数や勤務時間の要件が定められています。法人役員等が当該職種を勤務する場合は、役員としての勤怠管理の有無にかかわらず、当該職種に勤務する時間を証するための勤怠管理を行うことが必要となります。

(5) 他法令の手続きについて

- ・ 介護保険の指定事業者となるためには、介護保険法の指定基準を満たしていることのほか、他法令等の所管部署との事前調整や、許可・認可等を受けなければならないこともあります。それぞれの法令等を所管する行政機関にご確認ください。
- ・ 他法令の手続きが終了していないと、介護保険法の指定を受けられない場合や、指定を受けても営業できない場合があります。

◆他法令の手続きが必要なケース【例】

- ・ 福祉関係法令の適用を受けるもの → 老人福祉法 生活保護法等
- ・ 他法規制の可能性のあるもの → 消防法, 都市計画法, 建築基準法, 文化財保護法等
- ・ 事業者として当然に守るべき法規制など → 就業規則等の労働基準監督署への届出, 税務署への届出, 雇用保険の届出, 法人の定款変更等の手続等
- ・ 必要に応じて、事前調整を行うもの → 宇都宮市の高齢福祉課(介護保険事業計画関係, 高齢者福祉サービスなど), 地域包括支援センター, 隣接地権者, 自治会, 民生委員等

(6) 欠格事由について

◆ 申請者・開設者（又は法人役員等）が次のような事項に該当する場合は、指定できません。

- ① 禁固以上の刑を受け、その執行が終っていないか、今後執行を受けることがあるとき
- ② 介護保険法その他国民の保健医療・福祉に関する所定の法律【※】により罰金刑を受け、その執行が終っていないか、今後執行を受けることがあるとき
- ③ 指定の申請日の前日までに、社会保険料等について滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料等のすべてを引き続き滞納しているとき
- ④ 指定を取り消され、取消日から5年を経過していないとき（取消し理由となった事実について組織的な関与が認められない場合を除く）
- ⑤ 申請者（法人に限る）と密接な関係を有する者（申請者の親会社等）が指定等を取り消され、その取消日から5年を経過していないとき（取消し理由となった事実について組織的な関与が認められない場合を除く）
- ⑥ 指定取消についての通知があり、その通知日から取消処分日・処分を行わないことの決定日までの間に事業廃止の届出を行い、その届出日から5年を経過していないとき（事業廃止の届出について相当の理由がある場合を除く）
- ⑦ 申請者が都道府県知事等による検査が行われた日から指定等の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日までの間に、相当な理由なく廃止届を提出した者で、その届出日から5年を経過していないとき
- ⑧ 申請前5年以内に居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・施設サービス・介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス・介護予防支援あるいはこれらに相当するサービスに関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき

【※】国民の保健医療・福祉に関する所定の法律（介護保険法施行令35条の2）

- ①児童福祉法 ②栄養士法 ③医師法 ④歯科医師法 ⑤保健師助産師看護師法 ⑥歯科衛生士法 ⑦医療法 ⑧身体障害者福祉法 ⑨精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ⑩生活保護法 ⑪社会福祉法 ⑫医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ⑬薬剤師法 ⑭老人福祉法 ⑮理学療法士及び作業療法士法 ⑯高齢者の医療の確保に関する法律 ⑰社会福祉士法及び介護福祉士法 ⑱義肢装具士法 ⑲精神保健福祉士法 ⑳言語聴覚士法 ㉑障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ㉒高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 ㉓就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 ㉔子ども・子育て支援法 ㉕再生医療等の安全性の確保等に関する法律 ㉖国家戦略特別区域法 ㉗難病の患者に対する医療等に関する法律 ㉘公認心理師法 ㉙民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 ㉚臨床研究法

(7) その他

- ・ 介護老人保健施設の開設については、開設許可申請手数料（1件につき63,000円）がかかります。申請後に納付書を発行しますので期限までに納付してください。
- ・ 福祉用具貸与と介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売と特定介護予防特定福祉用具販売はそれぞれ一体的に指定ができますが、運営規程や重要事項説明書については貸与と販売それぞれに作成が必要ですので注意してください。
- ・ 介護保険法上の届出のほか、老人福祉法、障害者総合支援法等の届出（手続き）が必要となる場合がありますのでご注意ください。

6 みなし指定について

- ・ 介護保険制度では、事業者からの申請に基づいて指定することになっていますが、介護保険法の指定申請を行わなくても、法令により指定されたとみなすことができる場合があります。
- ・ 「みなし指定」の適用を受ける事業については、指定申請の必要がありません。

ただし、（介護予防）訪問看護・（介護予防）訪問リハビリテーション・（介護予防）通所リハビリテーションのサービスについて、介護給付費を請求する場合には、他の介護サービス事業者と同様に、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制届）等の提出が必要（*必要書類一覧参照）となりますので、事業開始月の前月15日までに必要書類を提出してください。

また、訪問看護における緊急時訪問看護加算（介護保険関係）・24時間連絡体制加算（医療保険関係）等の届出については、それぞれ別個に介護保険関係は宇都宮市、医療保険関係は関東信越厚生局栃木事務所に行く必要があります。

- ・ 指定を希望しない場合には、指定を辞退する事業について、「指定を不要とする旨の申出書」を提出することができます。

※ 指定辞退後に再度「みなし指定」を受けることはできず、辞退後に介護サービスを実施する場合は、指定申請の手続きが必要となります。辞退の申出書を提出するにあたっては、将来的な介護サービス運営等についても事業者内で検討したうえで行うことをお勧めします。

みなし指定される施設等	みなし指定の要件	みなし指定されるサービスの種類
①介護老人保健施設	介護保険法により許可を受けている介護老人保健施設	①(介護予防)通所リハビリテーション ②(介護予防)短期入所療養介護 ③(介護予防)訪問リハビリテーション
②介護医療院	介護保険法により許可を受けている介護医療院	①(介護予防)通所リハビリテーション ②(介護予防)短期入所療養介護 ③(介護予防)訪問リハビリテーション
③保険医療機関 病院・診療所 (歯科を除く)	健康保険法による指定を受けている病院・診療所 (歯科を除く)	①(介護予防)訪問看護 ②(介護予防)訪問リハビリテーション ③(介護予防)居宅療養管理指導 ④※1(介護予防)短期入所療養介護 ⑤※2(介護予防)通所リハビリテーション
④保険医療機関 病院・診療所(歯科)	健康保険法による指定を受けている病院・診療所(歯科)	①(介護予防)居宅療養管理指導
⑤保険薬局	健康保険法による指定を受けている薬局	①(介護予防)居宅療養管理指導

※1 (介護予防)短期入所療養介護については、療養病床を有する病院又は診療所に限る。

※2 (介護予防)通所リハビリテーションについては、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数表の脳血管疾患等リハビリテーション料又は運動器リハビリテーション料に係る施設基準に適合しているものとして届出をしている病院又は診療所のみとなります。

7 介護予防・日常生活支援総合事業の指定について

(1) 指定要件(指定基準)の確認

- 介護予防・日常生活支援総合事業者として指定を受けるためには、指定基準(「宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営並びに介護予防・日常生活支援総合事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱」)を満たさなければなりません。
- 事前に、必ず全文を熟読し、理解した上で申請してください。

(2) 指定申請等

- 申請から指定までの流れは介護保険事業所と同じです。また、申請に必要な書類等についても、介護保険事業所と合わせて掲載しています。(11ページから17ページを参照)

8 共生型サービスの指定について

平成30年度介護保険制度改正により、共生型サービスが創設されました。

共生型サービスとは、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みのひとつであり、障害福祉サービス等事業所が同一の事業所において介護保険サービスの指定を受ける場合の特例（指定基準等の緩和）を定めたものです。

これにより、障害福祉と介護保険の両方のサービスを受ける利用者や障害福祉サービス等から介護保険サービスに移行する利用者が同一事業所でサービスの提供を受けやすくなり、利用者の負担が軽減するとともに、人材や施設など限られた資源の有効活用が推進されることが期待されます。

(1) 指定基準について

- 指定事業者は、厚生労働省令及び「宇都宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年条例第5号）、「宇都宮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年条例第37号）に従い、サービスを提供しなければなりません。従って、基準を十分に理解した上で、事業計画を検討してください。
 - なお、指定基準はサービスの種類ごとに定められています。
 - 指定基準等については、42～44ページを参照してください。

(2) 共生型サービスの種別一覧

サービスの種類	申請ができる事業所の種類 (障害福祉サービスで受けている指定の種類)
共生型訪問介護	居宅介護、重度訪問介護
共生型通所介護 (定員が18名以下の場合は、共生型地域密着型通所介護)	生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等児童デイサービス
共生型（介護予防）短期入所生活介護	短期入所

※ 上記表の右欄の障害福祉サービスの指定を受けている事業者が、左欄に記載の共生型サービスを受ける場合には、新規申請書類にその旨を記載する箇所があります。

一方、現在、介護保険の指定を受けている事業者が、障害福祉における共生型サービスを行いたい場合は、障害福祉サービスの指定担当部署から指定を受ける必要があります。

詳細は、市保健福祉総務課法人・施設グループ（028-632-2918）へお尋ねください。また、その場合については、22ページに記載する変更の届出が必要になります。

(3) 申請について

申請から指定までの流れは介護保険事業所と同じです。また、申請に必要な書類についても、介護保険事業所と合わせて掲載しています。（11ページから17ページを参照）

Ⅲ 指定後の手続きについて

1 介護給付費の請求について

- ・ 介護給付費の請求は、市町からその審査・支払に関する事務の委託を受けた栃木県国民健康保険団体連合会（県国保連）に対して行うことになります。
- ・ 指定後、県国保連への手続が必要となります。

栃木県国民健康保険団体連合会
〒320-0033
栃木県宇都宮市本町3番9号 栃木県本町合同ビル6階
TEL 028-643-5400

- ・ 県国保連からの介護報酬の支払いは、サービス提供月の翌々月の月末になります。また、請求エラーなどで支払ができない場合もありますので、事業開始時には、余裕をもった運転資金を確保しておく必要があります。

2 介護サービス情報の公表制度について

(1) 介護保険法上の義務

- ・ 介護サービスは、利用者本人による選択を基本的な理念としています。したがって、利用者が介護サービスや事業者を適切に選択し、事業者と契約を結んでサービスの提供を受ける仕組みです。
- ・ 「介護サービス情報の公表制度」は、利用者による適切な事業者の評価・選択を支援するために創設された制度で、介護保険法第115条の35により、事業者が介護サービス情報の報告が義務付けられたものです。

(2) 栃木県における介護サービス情報の報告について

- ・ 「介護サービス情報の公表制度」において、介護サービス事業者は指定を受けて介護サービスを開始しようとするとき又は県が定める報告計画で定められたときは、介護サービス情報を県に報告し、県はその内容を公表する、という仕組みになっています。
- ・ 県の報告計画に基づき、各事業者へ通知された「ID」「パスワード」「サービス名」を「介護サービス情報報告システム」にアクセスし、入力してください。
- ・ システム入力による報告が原則ですが、WEB環境が整っておらず、システム入力が困難な場合は、帳票（紙）による提出も可能です。
- ・ 詳細は、栃木県高齢対策課又は栃木県ホームページ等で確認してください。

高齢対策課 事業者指導班介護保険チーム
〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 県庁舎本館4階
電話番号：028-623-3149
ファックス番号：028-623-3058
Email：kaigohoken@pref.tochigi.lg.jp

栃木県ホームページ <https://www.pref.tochigi.lg.jp/>
ホーム>福祉・医療>高齢者>介護保険>介護保険情報>
栃木県における介護サービス情報公表制度

<関連サイト>
 栃木県「介護サービス情報の報告について（事業者用）」
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/20130131.html>
 福祉・保健・医療 WAM-NET（ワムネット） ※ここからも検索可
<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

3 変更届出について

事業所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、その旨を10日以内に宇都宮市に届け出る必要があります。

(1) 変更届の提出書類一覧

サービスの区分	提出する書類		
	変更届	付表	
		サービスに応じた付表を添付	その他添付書類（※2）
居宅サービス等 （指定権者が都道府県のサービス※1）	別紙様式第一号 （五）	サービスに応じた付表を添付	<ul style="list-style-type: none"> ・付表チェックリスト ・付表チェックリストに記載する添付書類（※2） ・「変更届事項確認表」に記載する添付書類
地域密着型サービス等 （指定権者が市町村長のサービス）	別紙様式第二号 （四）		
介護予防・日常生活支援 総合事業	別紙様式第三号 （一）		

※1 宇都宮市は中核市のため、様式内の「知事」を「宇都宮市長」とし、提出してください。

※2 「付表チェックリストに記載する添付書類」について変更事項に関係する書類以外は添付省略が可能です。

(2) 様式の掲載箇所

様式、添付書類は本市ホームページ上に掲載しています。

※ トップページ検索窓に「1007060」入力し検索してください。

※ 令和令和6年4月1日より、介護保険法施行規則の改正により、届出書、付表について厚生労働大臣が定める様式により申請をすることとなりました。

■ 介護老人保健施設及び介護医療院の承認・変更許可・変更届出の手続きについて

介護老人保健施設及び介護医療院が下表の事項について変更する場合には、変更前に事前の承認，許可等が必要となります。

項目	承認・変更許可・変更届に係る内容	様式	添付書類	手続きの時期
承認	①管理者	別紙様式 第一号 (十)	経歴書 資格証	事前
変更許可	①敷地の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図（敷地の面積及び平面図に係る部分に限る。）	別紙様式 第一号 (九)		事前
	②建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに施設及び構造設備の概要			
	③施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画			
	④運営規程 （従業者の職種，員数及び職務内容並びに入所定員に係る部分のみ）			
	⑤協力医療機関（歯科医療機関含む）の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容			

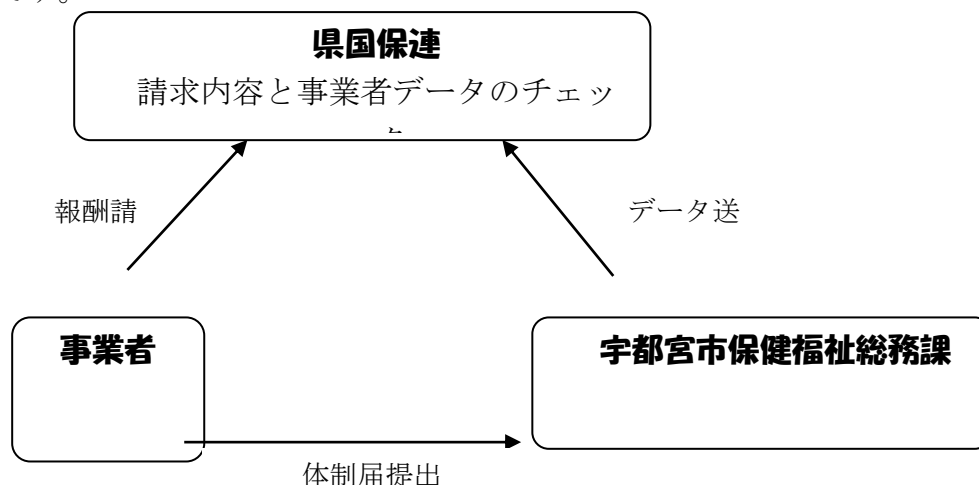
※ 介護老人保健施設変更許可申請（構造設備の変更を伴うものに限る。）については、変更手数料（1件につき 33,000円）が必要になります。届出後に納付書を発行しますので、期限までに納付してください。

※ 様式は厚生労働大臣が定める様式を使用してください。

4 介護報酬の算定に係る体制の変更について

(1) 趣旨

- ・ 新規指定申請時に提出した「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の内容が変更になる場合には、必要書類を提出してください。(例：新たに加算を算定する場合、加算の算定要件を満たさなくなった場合など)
- ・ 体制の変更を行わないと、県国保連による支払の審査でエラーとなり、介護報酬の支払ができない場合がありますので、ご注意ください。
- ・ 人員基準欠如の場合、介護報酬を減額して請求する際にも、体制の変更手続が必要です。



(2) 提出書類

サービスの区分	提出する書類			その他
	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	介護給付費算定に係る体制状況一覧表		
		算定要件を証する書類		
居宅サービス等	別紙 2-1	別紙 1-1 (介護) 別紙 1-2 (予防)	算定する加算に応じ異なります。市のホームページで確認してください	担当者連絡票
地域密着型サービス等	別紙 2-2	別紙 1-3		
介護予防・日常生活支援総合事業	別紙 2-3	別紙 1-4		

※ 各種様式は宇都宮市のホームページに掲載してあります。(13ページ参照)

(3) 提出期限

① 加算の新規取得，単位数が増える区分変更等

サービス区分※	提出期限
施設系サービス，入居， 居住系サービス，短期入 所サービス	加算を算定する日の属する月の <u>1日</u> まで
上記以外のサービス	加算を算定する日の属する月の <u>前月15日</u> ま <u>で</u>

※ 詳細はホームページをご確認ください。(ページID：1017179)

② 既に算定していた加算を終了する場合等

サービス区分※	提出期限
全サービス	加算等が算定されなくなる状況が生じた場合 や，加算等が算定されなくなることが明らか になった場合は， 速やかに 届出

(4) 提出先

宇都宮市保健福祉総務課介護事業者指導グループ（市役所2階D4-2窓口）

5 介護報酬の過誤調整について

過誤調整とは，過去に国保連合会へ介護給付費の請求を行なって，審査・支払いが済んでいる介護給付費請求明細書の内容に誤りが判明した場合，事業者は保険者へ過誤申立の申請を行なうものです。

(1) 手続き

過誤調整する旨を高齢福祉課介護サービスグループにご相談ください。

(2) 届出書類

介護給付費過誤申立書

※ 申立書の様式は，宇都宮市ホームページに掲載しています。

※ トップページ目の検索窓に「1003849」と入力し検索してください。

(3) 提出先

高齢福祉課介護サービスグループ（市役所2階D6窓口）

電話：028-632-2906

(4) その他

監査や運営指導の際，過誤調整を指導された場合についても手続きは同様です。

6 介護報酬の算定に係る定期的な手続について

(1) 居宅介護支援における特定事業所集中減算の報告

① 対象

居宅介護支援事業所

② 概要

正当な理由なく、当該居宅介護支援事業所において前6月間に作成されたケアプランに位置付けられた居宅サービスについて、特定の事業所（訪問介護・通所介護（地域密着型通所介護）・福祉用具販売貸与）の割合が80%以上である場合に減算を行う制度

③ 時期（年2回）

前期 3月から8月までの状況を9月15日までに報告

後期 9月から翌年の2月までの状況を3月15日までに報告

④ 手続

すべての居宅介護支援事業所は、年2回『居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書』を作成する必要があります。（作成した報告書は2年間保存してください。）

※ 様式は、宇都宮市ホームページに掲載しています。

※ トップページ検索窓に「1007072」と入力し検索してください。
作成の結果、80%を超えた場合には、当該報告書に理由を記載し、上記期日までに宇都宮市保健福祉総務課に提出してください。

※ 居宅サービス計画の総数や理由に関わらず、80%を越えた場合は提出する必要があります。

⑤ 適用

宇都宮市長が当該理由を不相当と判断した場合は、特定事業所集中減算と適用するものとして取り扱います。決定後、該当事業所に通知します。

⑥ 期間

前期報告分 10月1日から3月31日まで

後期報告分 4月1日から9月30日まで

が減算適用期間となります。（報告が遅れた場合は遡って適

(2) 居宅介護支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録作成

① 対象

特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（A）を算定している居宅介護支援事業所

② 概要

中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とします。

※ 届出を行った事業所は、毎月継続的に所定の割合を維持しているか、その割合について、毎月ごとに記録すること。

※ 定期的な会議とは、概ね週1回以上（議事は留意事項通知参照）

※ 介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、毎年度（次年度が始まる前まで）に次年度の計画を策定すること。

※ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。

※ 加算（A）の場合、一部他事業書等との連携により体制を確保することが可能です。

※ 令和6年度から要件が一部改正され、ヤングケアラーや障がい者、生活困窮者といった、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会や研修への参加が要件とされました。

③ 手続

本加算を取得した特定事業所については、毎月末までに、「基準の遵守状況に関する所定の記録」を作成し、2年間保存する。

※ 様式は、宇都宮市ホームページに掲載しています。

※ トップページ検索窓に「1007073」と入力し検索してください。

(3) 事業所規模による施設区分の確認・届出

① 対象

通所介護，（介護予防）通所リハビリテーション

② 概要

介護報酬の算定のため、「事業所規模」による施設区分を判断します。

平均延利用者数	通所介護	通所リハビリテーション
～750人	通常規模	通常規模
751～900人	大規模（Ⅰ）	大規模 ※
900人超	大規模（Ⅱ）	

※ リハビリテーションマネジメント加算を算定している利用者の割合が80%を超え、理学療法士等の配置が一定数を超えている場合は、人数に関わらず通常規模区分に算定が可能となりました。（令和6年6月以降）

《参考：令和6年5月までは下表のとおりです》

平均延利用者数	通所介護，通所リハビリテーション
～750人	通常規模
751～900人	大規模（Ⅰ）
900人超	大規模（Ⅱ）

③ 時期

年1回 ※4月から翌年2月までの状況を3月15日までに届出

④ 手続

別紙『1月当たり平均利用延人員数計算書』により、該当する事業所の規模による施設区分を確認し、現在届け出ている施設区分に変更がある場合には、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等を、宇都宮市保健福祉総務課に提出してください。（変更がある場合のみ提出）

※ 様式は、宇都宮市ホームページに掲載しています。

※ トップページ検索窓に「1017179」と入力し検索してください。

(4) 訪問介護事業所の特定事業所加算の算定要件の確認

① 対象

特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）（Ⅴ）を算定している訪問介護事業所

② 概要

サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保やヘルパーの活動環境の整備、中重度者への対応などを行っている事業所について加算する制度です。

③ 時期（毎月末）

- ・ 届出を行った事業所は、毎月継続的に所定の割合を維持しているか、その割合について、毎月ごとに記録してください。（中重度者要件・職員割合要件等）
- ・ 令和6年度から一部要件が変更となっていますので注意してください。
- ・ 要件によって判定期間が異なるため、国の通知等を精読し具体的な計算方法に誤りが無いよう注意してください。

④ 手続

算定要件を満たし、算定する場合あるいは、現在届け出ている内容に変更がある場合には、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等を、宇都宮市保健福祉総務課に提出してください。

※ 様式は、宇都宮市ホームページに掲載しています。

※ トップページ検索窓に「1017179」と入力し検索してください。

(5) サービス提供体制強化加算の算定要件の確認

① 対象

【居宅サービス】

（介護予防）訪問入浴介護・（介護予防）訪問看護・（介護予防）訪問リハビリテーション・通所介護・（介護予防）通所リハビリテーション・（介護予防）短期入所生活介護・（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護

【施設サービス】

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

【地域密着型サービス】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護

② 概要

サービス提供体制強化加算のそれぞれの算定要件を満たす場合に算定できる。また、算定要件を満たさなくなった場合には、介護報酬の算定に係る体制の変更の手続きが必要となります。

③ 時期

原則年1回（毎年3月に前年4月～当年2月の状況を確認し、4月からの算定可否を判断 ※例外のサービスあり）

④ 手続

現在、届け出ている内容に変更がある場合には、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等を、宇都宮市保健福祉総務課に提出してください。

※ 様式は、宇都宮市ホームページに掲載しています。

※ トップページ検索窓に「1017179」と入力し検索してください。

(7) 介護職員等処遇改善加算の算定に関する届出について

① 対象

【居宅サービス】

訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護

【介護予防・日常生活支援総合事業】

訪問型サービス相当、通所型サービス相当

【施設サービス】

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

【地域密着型サービス】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

② 概要

介護職員等処遇改善加算を新たに算定する場合又はすでに算定している場合であって、次年度以降も継続して算定をする場合には計画書の提出をし、計画書に基づいた賃金改善を実施した上で、期間終了後に、実績報告書の提出が必要となります。

③ 時期

《計画書の提出について》

状 況	提出期限
開設と同時に加算を算定	新規指定申請書類に合わせ提出
既存事業所が、新たに加算を算定	算定開始日の属する月の前々月の末日まで
既に加算を算定している事業所が、次年度も継続して算定	2月末（制度改正等に伴い国から期日の特例がある場合は、この限りではない）

《実績報告書の提出について》

加算に係る最終の支払いがあった月の翌月末日（原則、毎年7月31日が期日となる）

④ 提出書類

様式は、宇都宮市ホームページに掲載しています。

トップページの検索窓に「1022543」と入力し検索してください。

※ 地域密着型（介護予防）サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業について、他自治体で指定を受けている場合は、介護職員等処遇改善加算の「計画書」と「実績報告書」を該当する自治体に提出する必要があります。添付書類については、各自自治体にお問い合わせ下さい。

※ 令和6年6月以降、「介護処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」、「介護職員等ベースアップ等支援加算」（合わせて「旧加算」という。）について一本化し、「介護職員等処遇改善加算」が創設されます。

令和6年7月末の実績報告については、旧加算に係る実績報告となりますのでご注意ください。

7 事故報告について

サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するなど、必要な措置を講じる必要があります。

(1) 事故報告の対象

- ① サービス提供（送迎も含む）による利用者のけが（医療機関を受診したもの）
- ② 死亡事故の発生
※ 病気等により死亡した場合でも、死因等に疑義が生じる可能性がある場合は報告する。
- ③ 食中毒及び感染症（結核含む）の発生
- ④ 職員（従業者）の法令違反・不祥事の発生（利用者の処遇に影響がある場合）
- ⑤ 利用者又はその家族等に係る個人情報の漏洩の発生
- ⑥ その他、報告が必要と認められる事故等の発生

※ 事業所の過失の有無に関わらず上記に該当する場合は報告が必要です。

(2) 届出書類

① 介護保険事業者事故報告書

様式は、宇都宮市ホームページに掲載しています。

※ トップページを検索窓に「1017032」と入力し検索してください。

※ 事故報告書の作成に時間を要する場合は、まずは電話でご報告ください。

② 事故再発防止のための改善策に関する報告

事故の再発防止のため、全職種が参加する研修会議などの機会に原因解明を行うとともに、再発防止策について話し合ってください。また、その検討結果についても市にご報告ください。

(3) 報告先

高齢福祉課介護サービスグループ（市役所2階D6窓口）

電話028-632-2906

8 業務管理体制の整備に関する届出について

(1) 趣旨

- ・ 法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。
- ・ 法令遵守の義務の履行を確保するため、事業者の規模に応じた業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案など不正行為を未然に防止し、利用者の保護と介護保険事業の適正化を図ります。

(2) 制度の概要

- ・ 事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所（施設）の数によって異なります。
- ・ なお、業務管理体制は、事業者が自ら整備・改善をしていくものです。

(3) 整備内容

指定・許可 事業所数（※）	業務管理体制の整備の内容		
	法令遵守責任者 の選任	規程の整備	業務執行の 状況の監査
1～19	○	-	-
20～99	○	○	-
100～	○	○	○

- ・ 同一事業所が、例えば、短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護の指定を併せて受けている場合、事業所等の数は「2」と数えます。
- ・ 指定・許可事業所数には、介護予防及び介護予防支援事業所を含みますが、総合事業における介護予防・生活支援サービス事業、みなし事業所は除きます。
- ・ なお、みなし事業所とは病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション）であって、健康

保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいいます。

(4) 法令遵守責任者について

- ・ 事業者内において、業務管理体制を整備・運用する上で中心的役割を担う方を指します。法令遵守責任者に何らかの資格要件は求められていませんが、以下の2点を考慮し、選任することが必要です。
- ・ 介護保険法及び介護保険法に基づく通知等を熟知した法務担当の責任者となる方
- ・ 事業者内部に法令等遵守を周知徹底させることができる方
- ・ また、法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

(5) 法令遵守規程について

- ・ 法令遵守規程については、事業者の従業員に少なくとも介護保険法や法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要があります。
- ・ ただし、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常業務の運営に当たり、法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので差し支えありません。

(6) 届出先

事業所等の所在状況	届出先
3以上の地方厚生局の区域	厚生労働大臣(本省)
2以上の都道府県の区域 かつ 2以下の地方厚生局の区域	事業者の主たる事業所が所在する 都道府県知事
1の都道府県の区域	都道府県知事
1の指定都市の区域	指定都市の長
1の中核市の区域 ※指定事業所等に介護療養型医療施設を含む場合は除く。 (届出先は都道府県知事)	中核市の長
1の市町村の区域 ※地域密着型サービス(予防含む)に限る。	市町村長

(7) 変更について

① 届出事項等

次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく、「介護保険法第115条の3第3項に基づく業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）」【様式第2号】を提出してください。（提出先は、上記の表を参照）

前述のとおり、指定又は許可を受けている事業所数により、業務管理体制の整備の内容が変わります。新規事業所の指定を受けたときは、法人が整備すべき業務管理体制の内容に変更がないか確認してください。

【変更届出事項】

- ア 法人の名称（フリガナ）
- イ 法人の主たる事務所の所在地
- ウ 法人代表者の氏名（フリガナ）、生年月日
- エ 法人代表者の住所、職名
- オ 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日
- カ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
 - ※ 事業所等の数が20以上の法人のみ
- キ 業務執行の状況の監査の方法の概要
 - ※ 事業所等の数が100以上の法人のみ
- ク 事業者が管理する事業所の増減に伴う届出先区分の変更が生じた場合

② 提出先

郵送又は直接、宇都宮市保健福祉総務課（市役所2階D4-2窓口）までお持ちください。

(6) 届出書類

届出書の様式は、宇都宮市ホームページに掲載しています。

※ トップページ上の検索窓に「1010776」と入力し検索してください。

※ なお、国の電子申請システムにおいて、必要事項を入力することで、業務管理体制の届出の提出に替えることも可能です。（令和5年3月～）

9 事業の廃止・休止について

(1) 事前届出制

事業の「廃止届」「休止届」の提出については、介護保険法により『**廃止・休止予定日の1月前まで**』と規定されています。必ず、廃止・休止1月前までに提出してください。

(2) 廃止・休止時の利用者へのサービス確保が義務化

廃止・休止時における利用者に対する継続的なサービス提供のための便宜供与が義務付けられています。（この義務を果たさない場合、都道府県知事等は勧告・命令を行うことができます。）

(3) 提出先

提出先は、宇都宮市保健福祉総務課介護事業者指導グループ（市役所2階D4-2窓口）で行います。窓口へ直接お越しください。

(4) 提出書類

- ・ 届出書の様式は厚生労働大臣が定める様式を使用してください。
- ・ 宇都宮市ホームページの検索窓に「**1007063**」と入力し検索してください。（届出の手続きや、厚生労働省の様式掲載ページへのリンクを掲載しております。）
- ・ 届出に当たっては、廃止又は休止する理由及び現在サービス又は支援を受けている者に対する措置を記載してください。（様式は任意）
- ・ 休止期間は、原則**最長でも1年間**とします。
（ただし、正当な理由がある場合は延長を認める場合もありますので、休止期間が満了する前に宇都宮市保健福祉総務課介護事業者指導グループへご相談ください。）

(5) その他

- ・ 休止については、休止期間の終了日までに事業の再開または廃止を検討し、再開または廃止届出をする必要があります。休止終了日以降自動的に廃止・再開となるものではありませんのでご注意ください。
- ・ 休止中に更新申請はできませんので、指定有効期間の満了日の1月前までに廃止または再開の届出を提出してください。
- ・ 公募で選定し、設置数を規制している施設・事業所が、休止・廃止をする場合には事前に宇都宮市保健福祉総務課介護事業者指導グループに相談をしてください。また、補助金の措置を受けている場合には、財産処分の手続きが必要な場合がありますので、併せてご相談ください。

10 事業の再開について

事業所を休止後、再開した場合には、以下の手続きが必要です。指定基準（人員基準・設備基準）を満たしたことを確認の上、再開後10日以内に「**再開届出書**」等を宇都宮市保健福祉総務課介護事業者指導グループ（市役所2階D4-2窓口）に提出してください。

※ 介護保険法上、事後10日以内の届出とはなっていますが、なるべく事前に提出してください。

※ なお、再開届出書の提出は、事後となっていますが、指定基準（人員基準・設備基準）を満たしたことの確認については、事前に宇都宮市保健福祉総務課介護事業者指導グループに相談をしてください。

(1) 提出する書類

以下のア、イに掲げる書類を提出してください。

① 再開届及び添付書類

サービスの区分	提出する書類		
	再開届	付表	
		その他添付書類	
居宅サービス等 (指定権者が都道府 県のサービス※1)	別紙様式第一号 (六)	サービスに応じた 付表を添付	・付表チェックリスト ・付表チェックリスト に記載する添付書類
地域密着型サービス 等 (指定権者が市町村 長のサービス)	別紙様式第二号 (五)		
介護予防・日常生活 支援総合事業	別紙様式第三号 (二)		

※1 宇都宮市は中核市のため、様式内の「知事」を「宇都宮市長」とし、提出してください。

※2 「付表チェックリストに記載する添付書類」について休止前に届出た内容と変更の無い書類は添付省略が可能です。が、「運営規程」と「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」については必ず提出してください。

② 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等（休止前と変更がない場合は省略可能）

サービスの区分	提出する書類		
	介護給付費算定 に係る体制等に 関する届出書	介護給付費算定に係る	
		体制状況一覧表	添付書類
居宅サービス等	別紙2-1	別紙1-1（介護） 別紙1-2（予防）	算定しようとする加 算の要件を示すもの
地域密着型サービス 等	別紙2-2	別紙1-3	
介護予防・日常生活 支援総合事業	別紙2-3	別紙1-4	

※ 休止前に届出たものと変更なければ、届け出を省略することができます。

1.1 指定の更新について

介護サービス事業者の指定（許可）については、6年ごとに更新が必要です。更新を行わない場合には、指定（許可）有効期間の満了により指定（許可）の効力を失うこととなります。

(1) 対象となる事業所

宇都宮市が指定している介護保険事業所

(2) 対象とならない事業所

みなし指定事業所

- ・ 保険医療機関が行う（介護予防）居宅療養管理指導，（介護予防）訪問看護（訪問看護ステーションを除く），（介護予防）訪問リハビリテーション，（介護予防）通所リハビリテーション，保険薬局が行う（介護予防）居宅療養管理指導
- ・ 介護老人保健施設が行う（介護予防）短期入所療養介護，（介護予防）通所リハビリテーション，（介護予防）訪問リハビリテーション（本体施設で許可更新があれば，指定の更新があったものとみなされます）
- ・ 介護療養型医療施設が行う（介護予防）短期入所療養介護（本体施設で指定更新があれば，指定の更新があったものとみなされます）

(3) 更新の手続

- ・ 各事業所の指定有効期間満了日の1月前までに更新手続きを完了する必要があります。
- ・ 指定有効期間満了日の2月前を目安に，宇都宮市から各事業者に「指定更新に関する通知」を送付します。通知には，『指定有効期間満了日，更新申請書の提出期限等』が記載されていますので，提出期限（指定有効期間満了日の1月前）までに下記(4)の提出書類を宇都宮市保健福祉総務課介護事業者指導グループ（市役所2階D4-2窓口）まで提出してください。

(4) 提出書類

サービスの区分	提出する書類		
	更新申請書	付表	
		その他添付書類	
居宅サービス等 （指定権者が都道府県のサービス※1）	別紙様式第一号（二）	サービスに応じた付表を添付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付表チェックリスト ・ 付表チェックリストに記載する添付書類
地域密着型サービス等 （指定権者が市町村長のサービス）	別紙様式第二号（二）		
介護予防・日常生活支援総合事業	別紙様式第三号（五）		

※1 宇都宮市は中核市のため，様式内の「知事」を「宇都宮市長」とし，提出してください。

※2 「付表チェックリストに記載する添付書類」について既に届出した内容と変更が無い場合は添付省略が可能です，「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」，「誓約書」及び介護支援専門員が配置されているサービスにおける「介

「介護支援専門員一覧表」については、変更の有無にかかわらず提出してください。

※ トップページ上の検索窓に「1007062」と入力し検索してください。

- ・ 提出事項以外に変更がある場合は、変更事項に係る関係書類も併せて提出してください。

(5) 提出方法等について

① 提出先及び提出方法

- ・ 指定（許可）更新申請書の提出先は、宇都宮市保健福祉総務課介護事業者指導グループになります。原則、郵送でご提出ください。

② 提出部数

- ・ 提出部数は1部ですが、後日記載事項について確認させていただくこともありますので、必ず事業所用の控えを作成してください。

(6) その他

- ・ 指定更新通知書を事業所あてに普通郵便で送付します。
- ・ 指定更新通知書の再発行はしませんので、大切に保管してください。

IV 指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスについて

《指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスについて》

指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）の提供については、介護保険制度外の自主事業ですが、利用者保護の観点から指定通所介護事業所等の利用者に対するサービス提供に支障がないかを適切に判断できるよう、宿泊サービスの実態を把握するための届出を行う必要があります。

1 指針について

宿泊サービスを提供する場合の質を担保するという観点から、厚生労働省より「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針」（平成27年4月30日付老振発第0430第1号・老老発第0430第1号・老推発第0430第1号）が示されています。

2 宿泊サービス開始前

(1) 図面協議について（工事着工前に行う）

- ・ 宿泊サービスの実施に関する届出書を提出する前に、サービス提供に関して建物の新築や改善が必要な事業所は、事前に図面協議をお願いします。
- ・ 図面協議に際しては、必ず設計業者のみでなく管理者（予定）など事業の内容が分かる方も出席してください。
- ・ 図面協議に当たっては、必ず宇都宮市保健福祉総務課介護事業者指導グループ（市役所2階D4-2窓口）に電話連絡を行い、日時等を調整の上で、ご来庁ください。

電話番号：028-632-2931～2933

- ・ 都市計画法，建築基準法等他法令の協議が必要な場合があります。

(2) 宿泊サービスに係る開始届出について

- ・ 「指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する開始届出書」の提出が必要です。
- ・ 宿泊サービスの内容を宿泊サービスの提供開始前に当該指定通所介護事業所等に係る指定を行った指定権者に届け出ること。
※ なるべく、宿泊サービスを行う月の前月の15日までに提出をお願いします。

3 宿泊サービスの変更

指定通所介護事業所等は、変更届書に記載されている内容に変更があったときは、変更届を10日以内に宇都宮市に届け出る必要があります。

- ※ 介護保険に関する変更届の他に宿泊サービス届出書も一緒に提出が必要です。

4 宿泊サービス休止・廃止

指定通所介護事業所等が、当該宿泊サービスを休止又は廃止する場合には、その休止又は廃止予定の1月前までに宇都宮市保健福祉総務課介護事業者指導グループ（市役所2階D4-2窓口）に届け出る必要があります。

5 様式について

宿泊サービスを行う場合の届出様式についての届出書、添付書類の様式は、宇都宮市ホームページに掲載されています。

※ トップページ検索窓に「1007082」と入力して検索してください。

V 參考資料

サービス毎の指定基準・解釈通知（参考資料）

サービスの種類	指定基準 ※参考(厚生労働省令)	解釈通知(※)
居宅サービス (共生型サービス 含む)	宇都宮市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第5号） ※指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準 【平成11年厚生省令第37号】	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について 【平成11年老企第25号】
地域密着型サービス (共生型サービス含む)	宇都宮市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第37号) ※指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準 【平成18年厚生労働省令第34号】	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について 【平成11年老計発第0331004号】
居宅介護支援	宇都宮市指定居宅介護支援の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第9号） ※指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 【平成11年厚生省令第38号】	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について 【平成11年老企第22号】
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	宇都宮市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第38号） ※指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準 【平成11年厚生省令第39号】	指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準について 【平成12年老企第43号】
介護老人保健施設	宇都宮市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第6号） ※介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準 【平成11年厚生省令第40号】	介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準について 【平成12年老企第44号】
介護医療院	宇都宮市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第5号） ※介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準 【平成30年厚生省令第5号】	介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準について 【平成30年老老第1号】

サービスの種類	指定基準 ※参考(厚生労働省令)	解釈通知(※)
介護予防サービス (共生型サービス含む)	<p>宇都宮市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第8号）</p> <p>※指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準【平成18年厚生労働省令第35号】</p>	<p>指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について</p> <p>【平成11年老企第25号】</p>
地域密着型 介護予防サービス	<p>宇都宮市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第39号）</p> <p>※指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準【平成18年厚生労働省令第36号】</p>	<p>指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について</p> <p>【平成11年老計発第0331004号】</p>
介護予防支援	<p>宇都宮市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年条例第10号）</p> <p>※指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準【平成18年厚生労働省令第37号】</p>	<p>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について</p> <p>【平成18年老振発第0331003号】</p>
総合事業	<ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱 ・宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の人員，設備及び運営並びに 	

	介護予防・日常生活支援総合事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱	
--	---	--

※ 市の基準条例のホームページ掲載場所

トップ>事業者向け情報>社会福祉法人・施設及び介護事業所など事業者向け情報>介護保険事業者向け情報

※ 指定基準と併せて、基準の解釈を記載した解釈通知（厚生労働省課長通知）を確認してください。

※ その他、厚生労働省からQ&A等が適時発出されていますので、ご確認ください。

◆ 関係機関のホームページアドレス

- ・ 厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/>
- ・ 栃木県 <https://www.pref.tochigi.lg.jp/>
- ・ 宇都宮市役所 <https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>
- ・ WAMNET（ワムネット） <https://www.wam.go.jp/>
- ・ 栃木県国民健康保険団体連合会（県国保連） <https://www.tochigi-kokuho.jp/>
- ・ とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構 <http://www.tfhs.jp/>
- ・ とちぎ福祉ナビゲーション <https://www.tochigikenshakyō.jp/>

◆ 参考図書

- ・ 介護保険六法 中央法規
- ・ 介護保険制度の解説 社会保険研究所
- ・ 介護報酬の解釈1（単位数表編） 社会保険研究所
- ・ 介護報酬の解釈2（指定基準編） 社会保険研究所
- ・ 介護保険の解釈3（QA・法令編） 社会保険研究所